

石川県

建設業

サポートブック



建設業サポートブック 目次

第1章	石川県の制度紹介	2
第2章	建設業法の改正について	10
第3章	建設業の働き方改革	12
トピックス		
	建設業における新型コロナウイルス感染予防対策について ...	16
第4章	元請業者と下請業者の 適正な契約に関する留意事項	18
第5章	建設業者の取組事例紹介	22
第6章	メニュー別支援施策集	28

建設業の許可について

▶ 建設業を営むには許可が必要です

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するために制定された法律です。

建設業を営むには、この法律により大臣又は知事の許可を受けなければなりません。

▶ 建設業許可の例外

このように建設業を営むには許可が必要ですが、「小規模な工事」のみを請け負う場合は必ずしも許可を受けなくてもよいこととされています。

「小規模な工事」とは建築一式工事では1件1,500万円未満の工事（消費税込）又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、それ以外の工事では、1件500万円未満の工事（消費税込）をいいます。

▶ 建設業許可の種類と区分について

(1) 大臣許可と知事許可について

- ・大臣許可：2つ以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業する場合は国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

【問い合わせ・提出窓口】 国土交通省北陸地方整備局建政部

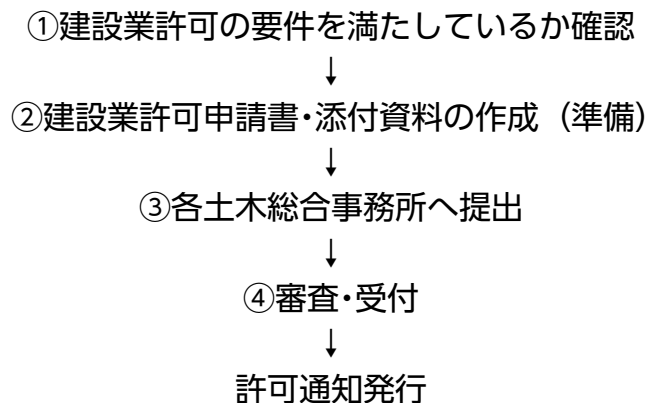
- ・知事許可：石川県内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合はすべて石川県知事許可申請となります。

※石川県知事許可を申請の方は次のページをご覧ください。

(2) 特定建設業と一般建設業について

- ・特定建設業：発注者から直接請け負った建設工事1件につき、その下請代金の合計額が建築一式工事にあっては6,000万円（消費税込）、建築一式以外の工事にあっては4,000万円（消費税込）以上となる下請契約を締結して建設工事を施工するときは特定建設業の許可が必要です。
- ・一般建設業：上記の特定建設業に該当する以外の場合には、請負代金の多少にかかわらず一般建設業許可により建設工事を施工することができます。

建設業許可申請手続きの流れ（石川県知事許可を取得する業者）



①許可取得の主な要件（詳しくは「建設業の許可申請のしおり」参照）

- ・適正に経營業務を行うことができる体制を有する者であること
- ・適切な社会保険に加入している者であること
- ・専任の技術者を有していること
- ・請負契約に関して誠実性を有していること
- ・請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
- ・欠格要件に該当しないこと

②許可申請書・添付資料（詳しくは「建設業の許可申請のしおり」参照）

- ・許可申請書様式（県監理課ホームページからダウンロード可能）
- （注）・納税証明書：県税事務所で取得
 - ・登記されていないことの証明書：金沢地方法務局で取得
 - ・身分証明書：本籍地の市区町村で取得
- など、監理課ホームページから取得できない書類が必要となる場合があります。

③各土木総合事務所へ提出（詳しくは「建設業の許可申請のしおり」参照）

- ・南加賀土木総合事務所 TEL 0761-21-3333
- ・石川土木総合事務所 TEL 076-272-1188
- ・県央土木総合事務所 TEL 076-239-3901
- ・中能登土木総合事務所 TEL 0767-52-5100
- ・奥能登土木総合事務所 TEL 0768-22-0567

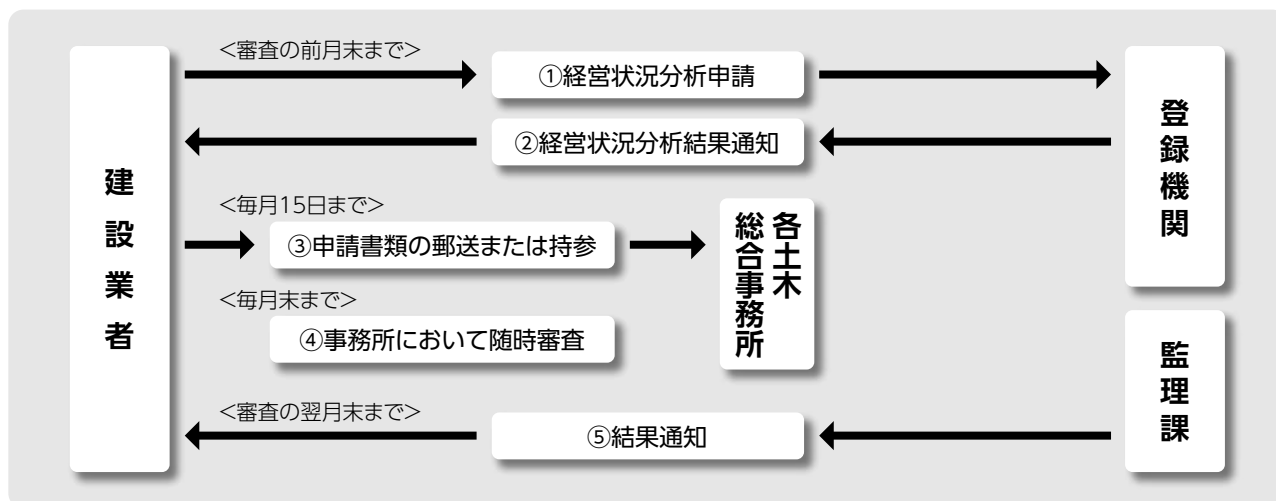
④審査・受付

- ・申請書類に不備や不足等がある場合は、修正が完了するまで受付できません。
- ・許可通知には、土木総合事務所での受付後30日程度を要します。
- （注）許可が必要となる日から逆算して申請する必要があります。

経営事項審査について

経営事項審査とは、国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする場合に、建設業許可業者が受けなければならない審査です。また、経営事項審査には有効期間があるため、常時公共工事を受注するためには、有効期間が切れ目なく継続するよう、経営事項審査を受審する必要があります。

▶ 経営事項審査申請フロー



▶ 審査項目について

【県が行う審査】

- ・ 経営規模（工事種別年間平均完成工事高、自己資本額、利益額）
- ・ 技術力（工事種別技術職員数、元請完成工事高）
- ・ その他の審査項目（労働福祉、営業継続、建設機械の保有等の状況等）

【登録分析機関が行う審査】

- ・ 経営状況（純支払利息比率、売上高経常利益率、自己資本比率等）

▶ 審査窓口・問い合わせ先

【知事許可業者】

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・ 南加賀土木総合事務所庶務課 | TEL 0761-21-3333 |
| ・ 石川土木総合事務所庶務課 | TEL 076-272-1188 |
| ・ 県央土木総合事務所庶務課 | TEL 076-239-3901 |
| ・ 中能登土木総合事務所庶務課 | TEL 0767-52-5100 |
| ・ 奥能登土木総合事務所庶務課 | TEL 0768-22-0567 |

【大臣許可業者】

- | | |
|--------------|------------------|
| ・ 北陸地方整備局建政部 | TEL 025-370-6571 |
|--------------|------------------|

入札参加資格について

▶ 競争入札参加資格（指名願）とは

石川県では、地方自治法の規定に基づき、県が発注する建設工事等の競争入札に参加するために必要な資格等（競争入札参加資格）を定めています。

石川県が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格を取得し、有資格者となる必要があります。

▶ 競争入札参加資格の申請に必要な要件

以下の全てに該当する者であることが必要です。

- (1) 建設業許可を有し、かつ、経営事項審査の総合評定値の通知を受けている者
- (2) 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入している者
 - ※ 法律により各保険の適用が除外されている場合は加入する必要はありません。
- (3) 県税（個人県民税を除く。）及び消費税の未納がない者
 - ※ 新型コロナウイルス感染症の影響による未納については、例外規定があります。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に定める破産者等でない者

▶ 申請の手続き

定期申請（2年に1度）と随時申請があり、申請受付期間中に、インターネットからの電子申請と必要書類（納税証明書等）の送付を行っていただく必要があります。

詳細については、石川県土木部監理課ホームページに掲載しています。

〈石川県土木部監理課ホームページ〉

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/index.html>

▶ 入札参加資格の格付けについて

入札参加資格の審査の結果、経営事項審査の点数（客観点数）と県独自の審査項目に基づく点数（主観点数）を合計した総合点数に基づき等級の決定を行い（格付け）、石川県の有資格者名簿へ登載されます。

石川県が建設工事を発注する際は、原則として、発注予定金額に対応する等級の有資格者に対して発注することとしています。

〈等級及び発注予定金額の例〉

（土木一式）

等級	総合点数		発注予定金額	
A	850 以上		3,000 万円以上	
B	760 以上	850 未満	1,500 万円以上	3,000 万円未満
C	680 以上	760 未満	500 万円以上	1,500 万円未満
D		680 未満		500 万円未満

主観点数（主観的事項審査）制度について

▶ 主観点数とは

国が定めた基準である経営事項審査（客観点数）の点数だけでは計れない災害復旧や雇用など地域経済への貢献のほか、技術力向上や社会貢献に熱心な地元の建設企業を適切に評価する仕組みとして、県独自の審査項目により加点又は減点を行う制度です。

経営事項審査に基づく点数（客観点数）と県独自の審査項目に基づく点数（主観点数）を合計した総合点数により、有資格者の格付けを行います。

▶ 審査対象項目（令和3年度）

区 分	評価項目	評価点数
技 術 力	工事成績	△25点～100点
	優良工事表彰	知事20点、部長10点
	ISO9001の認証	5点
	契約後 VE 提案	15点
社 会 性	ISO14001の認証等	5点
	災害協定の締結	県協会10点、地区協会5点
	次世代育成雇用環境	10点
	障害者の雇用	10点
	新分野進出	10点
	社会的取組み（12項目）	1項目5点（最大で5項目25点）
そ の 他	指名停止、営業停止	処分期間に応じて減点する

▶ 申請の手続き

主観的事項審査の申請受付は例年2月頃に行っており、申請項目に関する証明書等の必要書類を提出する必要があります。

詳細については、石川県土木部監理課ホームページに掲載しています。

〈石川県土木部監理課ホームページ〉

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/index.html>

石川県の入札制度について

▶ 電子入札の実施

石川県では、平成26年6月より、建設工事等の競争入札について、電子証明書（ICカード）を用いた電子入札を全面実施しており、入札に参加するためには、電子入札システムに対応した環境を整備する必要があります。

工事の発注見通し、入札公告及び入札結果についても、入札情報システムを通じ、インターネット上で公表しています。

電子入札等については、「石川県 CALS/EC ホームページ」をご参照ください。

〈石川県 CALS/EC ホームページ〉

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/cals-ec/cals-ec.html>

▶ 入札の方法

（1）一般競争入札

①一般競争入札とは

契約に関する公告を行い、一定の要件を満たす不特定多数の者を入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方法です。

②対象となる工事

予定価格3千万円以上の工事

③入札参加の要件

石川県の建設工事に関する入札参加資格を有する者であるほか、入札参加者の施工能力を担保するため、営業所の所在地、平均完成工事高及び施工実績等の要件を個別の案件ごとに設定しています。

④落札者の決定

入札参加者が不特定多数の者にわたることから、工事の品質を確保するため、価格と価格以外の要素（企業の技術力等）の評価により落札者を決定する総合評価方式を実施しています。

（2）指名競争入札

①指名競争入札とは

資力、信用その他について、適当と認められる特定多数の競争参加者を選んで、入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方法です。

②対象となる工事

予定価格250万円超3千万円未満の工事

③指名者の選定

石川県の建設工事に関する入札参加資格を有する者の中から、営業所の所在地や施工実績等を考慮して、十分な施工能力があると考えられる者を県が選定します。

④落札者の決定

最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で、最も低い価格をもって入札した者を落札者とします。

▶ 総合評価方式

工事の品質確保を目的として、価格と価格以外の要素（企業の技術力等）を考慮した総合的な評価値が最も高い者を落札者とする方式であり、石川県では、一般競争入札の対象となる工事において、以下により実施しています。

〈評価区分〉

①提案型

施工上の課題に対する技術提案と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

②評価Ⅰ型

施工上の課題に対する技術提案、企業や配置予定技術者の技術力、地域貢献度、地域精通度、施工体制等と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

③評価Ⅱ型

簡易な提案、企業や配置予定技術者の技術力、地域貢献度、地域精通度、施工体制等と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

〈評価値の算出式〉

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（=基礎点（100点）+加算点）}}{\text{入札価格}}$$

- ・基礎点：入札参加要件を満たす者が有する、当該工事を施工するための最低限の技術力に対する評価
- ・加算点：当該工事に関する技術提案、災害協力及び施工実績など、個々の入札参加者の技術力等に対する評価、施工体制の評価

〈加算点の評価基準（令和3年度）〉

	技術提案		企業の技術力				配置予定技術者の技術力			地域貢献度		地域精通度	施工体制の評価	不正行為 指名停止 (談合等)	合計点 (満点)
	技術提案	簡易な提案	同種工事の実績	工事成績	優良工事	ISO認証等	同種工事の実績	技術者の資格	CPD(継続学習)	災害活動	除雪協力	営業所の所在地			
提案型	20～50												30	▲2	50～80
評価Ⅰ型	10		(2)	4	1	1	1		0.5*	2	1	3	30	▲2	53.5(55.5)
評価Ⅱ型		5	(2)	4	1	1	(1)	0.5	0.5*	2	1	3	30	▲2	48(51)

注（ ）は特に技術力を要する工事のみに設定

※ 令和3年度は、過去2年間に取得した単位の合計で評価

建設業サポートデスク

建設業の抱える課題に対して、ワンストップで相談に応じます。

相談の内容に応じて各種支援制度を紹介するほか、中小企業診断士や社会保険労務士などの専門家を派遣します。

●●●●●●●●●● 総合相談窓口 ●●●●●●●●●●

▶ 対象となる方

県内建設業者

▶ 支援内容

● 建設業の各種相談

- ・ 建設業者の先進的な取り組み事例や県の支援制度などの紹介
- ・ 建設業者が支援制度を活用することとなった場合の当該機関への斡旋
- ・ 元請下請間のトラブル解決のためのアドバイス及び関係機関の紹介

● 専門家の派遣

- ・ 石川県建設業アドバイザー(中小企業診断士や社会保険労務士などの専門家)派遣による経営相談
(経営診断・経営計画の策定、就業規則の整備等)

▶ 利用方法

- ・ 下記の「問い合わせ先」までご連絡ください。

※簡単な質問や窓口に出向く時間がとれない方については、Eメールでの相談も受け付けています。

メールアドレス：kensetsu@pref.ishikawa.lg.jp

■ 問い合わせ先

○ 建設業サポートデスク（総合相談窓口）

- | | | |
|--------------|------------------|------------------|
| ・ 石川県土木部監理課 | TEL:076-225-1712 | FAX:076-225-1714 |
| ・ 南加賀土木総合事務所 | TEL:0761-21-3333 | FAX:0761-21-7080 |
| ・ 石川土木総合事務所 | TEL:076-272-1188 | FAX:076-272-1870 |
| ・ 県央土木総合事務所 | TEL:076-239-3901 | FAX:076-239-3701 |
| ・ 中能登土木総合事務所 | TEL:0767-52-5100 | FAX:0767-52-5104 |
| ・ 奥能登土木総合事務所 | TEL:0768-22-0567 | FAX:0768-22-2144 |

令和2年10月、改正建設業法が施行されました。
主な改正内容をご紹介します。

▶ 事業譲渡等の事前認可について

これまでは、建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合、譲渡、合併後又は分割後の会社は新たに建設業許可を取り直すことが必要でした。そのため、新しい許可が下りるまでの間に建設業を営むことができない空白期間が生じ、不利益が生じていました。

今回の改正により、事業承継の規定が整備され、事前の認可を受けることで、建設業の許可を承継することが可能になりました。詳しくは、「建設業の許可申請のしおり」をご参照ください。

▶ 建設業許可基準の見直し

許可取得の要件である「経營業務の管理責任者として経験がある者を有していること」について、個人の経験によって能力を担保していたこれまでの考え方が見直され、組織の中で経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有することが求められます。具体的な基準は以下のとおりです。

① 建設業に係る経營業務の管理を担当する常勤の役員等として、以下のいずれかの者を置くこと。

(1) 建設業の経営に関する経験を5年以上有している者（従来の「経營業務管理責任者」）

・ 役員等5年 ・ 執行役員等5年 ・ 経營業務補佐経験6年

(2) 建設業の役員等の経験2年以上を含む
建設業の管理職の経験を5年以上有している者
〈経験の拡大〉

(3) 建設業の役員等の経験2年以上を含む
役員等の経験を5年以上有している者
〈対象業種の拡大〉

○ 役員を補助する者の配置

…建設業の財務管理、労務管理
及び運営業務について
それぞれ業務経験5年以上の者

② 適切な社会保険に加入していること

・ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険について、建設業者がその加入義務が課されている保険に加入しているものであること。

※従業員が4人以下の事業者であり、厚生年金への加入義務がないなど、加入が義務となっていない保険について加入している必要はありません。

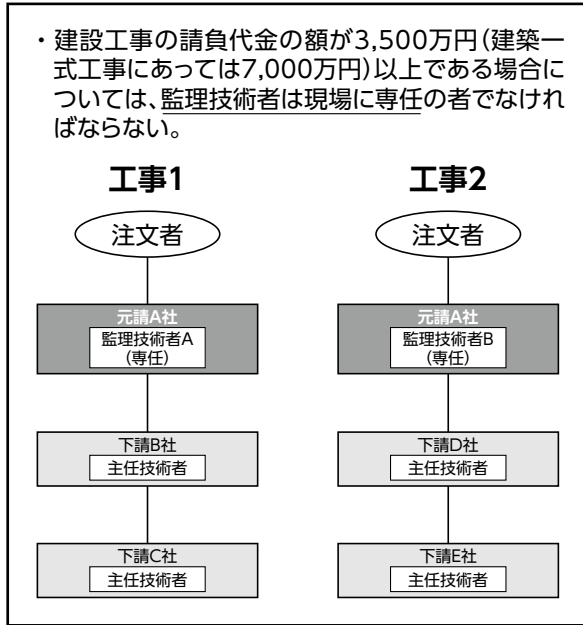
▶ 著しく短い工期の禁止

その注文した建設工事を施工するために「通常必要と認められる期間に比して、著しく短い期間（※）」を工期とする請負契約を締結してはいけません。

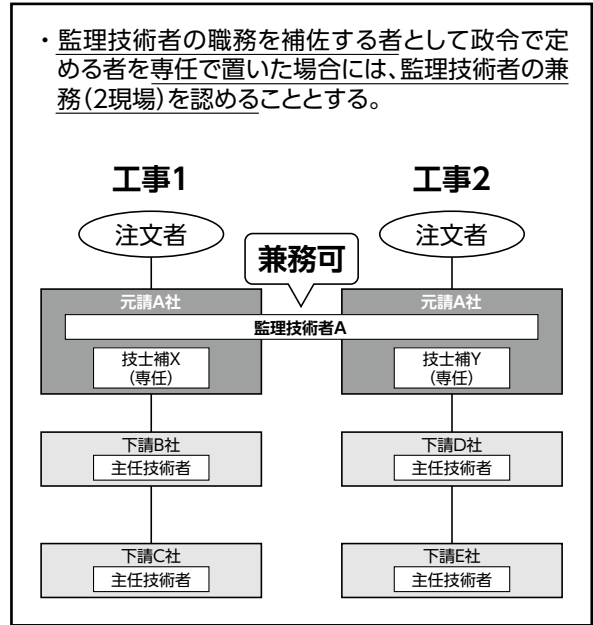
（※）「工期に関する基準（令和2年7月中央建設業審議会）」等に照らして不適正に短く設定された期間をいいます。

▶ 監理技術者の専任の緩和

【～R2.9】

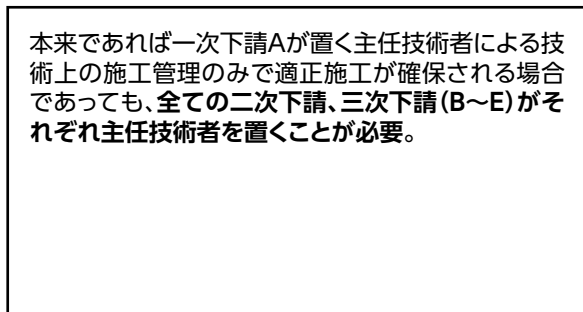


【R2.10～】

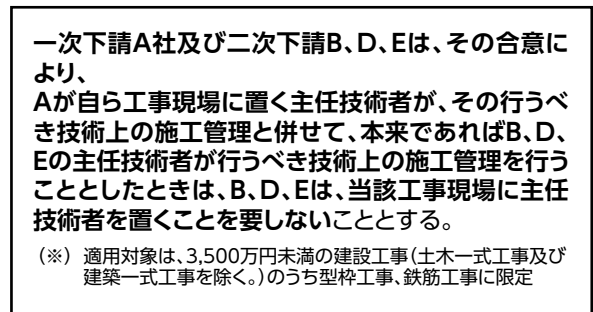


▶ 主任技術者の配置義務の見直し

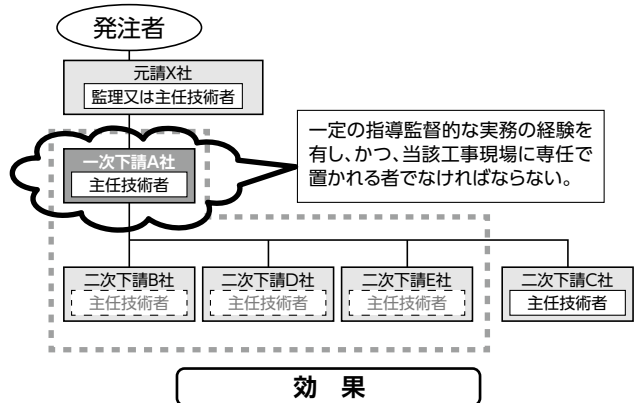
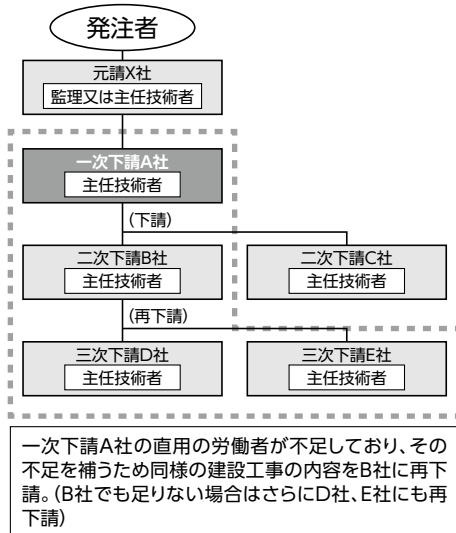
【～R2.9】



【R2.10～】



〈一次下請の主任技術者が一括で施工管理をする場合〉



元請負人：自社施工分を超える業務量に対応しやすくなる
 下請負人：受注の機会を確保しやすくなる
 +
 建設業における重層下請構造の改善に寄与

第3章 建設業の働き方改革

令和6年4月1日から 時間外労働の上限規制が適用されます

平成31年4月1日、労働基準法が改正されました。

時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結、監督署への届出が必要です。

労働時間・休日に関する原則

法律で定められた労働時間の限度
1日 8時間 及び 1週 40時間

法律で定められた休日
毎週少なくとも1回

これを超えるには、
36協定の締結・届出が必要です。
(様式 第9号の4)

建設業においても、時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。(令和6年4月1日から)

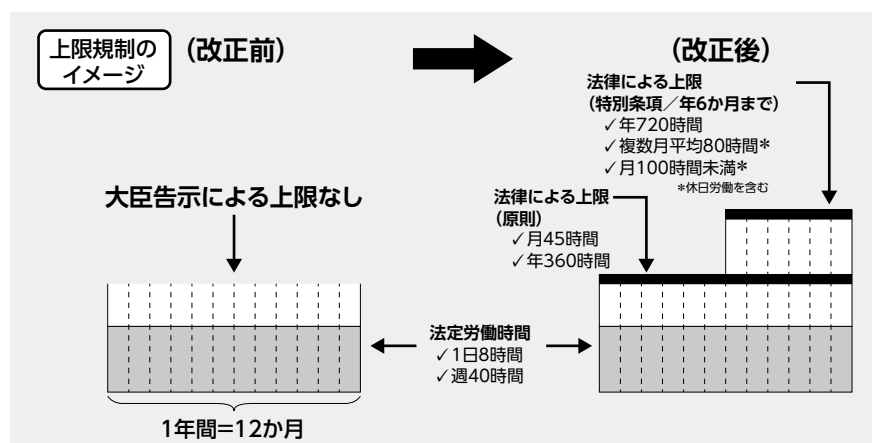
これまで、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限の基準（大臣告示）は、適用除外とされていましたが、令和6年4月1日以降、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

また、臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下の上限を超える時間外労働、休日労働はできなくなります。

- ・ 時間外労働が年720時間以内
- ・ 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1か月当たり80時間以内

なお、時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度です。

上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。



建設業には、上限規制の例外規定があります。

災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について

- ・月100時間未満
 - ・2～6か月平均80時間以内
- この2つの規制は令和6年4月1日以降も適用されません。

令和6年に向けて、今から取り組んでいきましょう！

- ・労働時間の適正把握
- ・週休2日制の導入
- ・適正な工期設定の推進 など



長時間労働者に対して面接指導等を実施しましょう

過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、長時間の時間外・休日労働等をしている労働者に対して、事業者は面接指導を行う必要があります。

i 時間外・休日労働時間が月80時間を超えた場合

事業者

- 申出をした労働者に対し、医師による面接指導を実施しなければなりません。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施しなければなりません。
- 時間外・休日労働時間が月80時間を超えた労働者に関する作業環境、労働時間に関する情報、深夜業の回数及び時間数等の情報を産業医に提供しましょう。

労働者

- 面接指導の申出をし、医師による面接指導を受けましょう。

産業医

- 労働者に対し、面接指導の申出をするよう勧奨しましょう。面接指導を実施する産業医は「長時間労働者への面接チェックリスト(医師用)」等を活用しましょう。

ii 時間外・休日労働時間が月45時間を超えた場合

事業者

- 健康への配慮が必要な者が面接指導等の対象となるよう基準を設定し、面接指導等を実施することが望まれます。また、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施することが望まれます。

令和5年4月1日から 中小企業の月60時間超の時間外労働に対する 割増賃金率が引上げになります

(現在)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は50%
中小企業は25%

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(改正後)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引上げ

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

平成31年4月1日から 年5日の年次有給休暇を労働者に取得させる ことが使用者の義務となっています

年次有給休暇の発生要件と付与日数

- 使用者は、労働者が雇入れの日から6か月間継続勤務し、その6か月間の全労働日の8割以上を出勤した場合には、原則として10日の年次有給休暇を与えなければなりません。

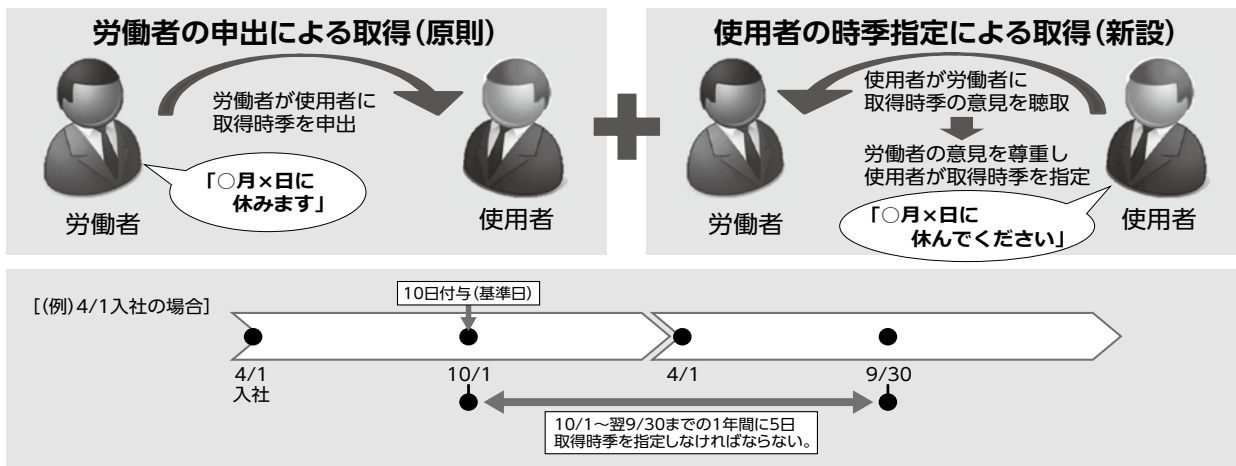
(※) 対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。

勤続勤務年数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者については、年次有給休暇の日数は所定労働日数に応じて比例付与されます。

年5日の年次有給休暇の確実な取得

時季指定義務のポイント



- ◆対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者(管理監督者を含む)に限ります。
- ◆労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- ◆年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。

(※) 労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数(計画的付与)については、5日から控除することができます。

- | | |
|------------------------|---------------|
| (例) ● 労働者が自ら5日取得した場合 | ⇒ 使用者の時季指定は不要 |
| ● 労働者が自ら3日取得+計画的付与2日場合 | ⇒ // |
| ● 労働者が自ら3日取得した場合 | ⇒ 使用者は2日を時季指定 |
| ● 計画的付与で2日取得した場合 | ⇒ // 3日 // |



- ・使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。
- ・使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

建設事業主等に対する主な助成金のご案内

■ 人材開発支援助成金 建設労働者技能実習コース

雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成します。

■ 人材確保等支援助成金 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース (建設分野)

若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体に対して助成します。

■ トライアル雇用助成金 若年・女性建設労働者トライアルコース

若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用し、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース、障害者トライアルコース、新型コロナウイルス感染症トライアルコース又は新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース）の支給を受けた中小建設事業主に対して助成します。
1人あたり月額最大4万円（最長3か月間）

上記のほかにも、建設事業主に限らず活用できる助成金がございます。
詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

石川労働局 職業対策課
電話 076 (265) 4428

■ 働き方改革推進支援助成金 (労働時間短縮・年休促進支援コース)

生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまに対して助成します。



■ 働き方改革推進支援助成金 (勤務間インターバル導入コース)

勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまに対して助成します。



■ 働き方改革推進支援助成金 (労働時間適正管理推進コース)

生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。



■ 業務改善助成金

生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。



詳しくは厚生労働省のホームページ又は
石川働き方改革推進支援センターにお問い合わせください。

石川労働局 雇用環境・均等室
電話 076 (265) 4429

石川働き方改革推進支援センターのご案内

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金指導等の見直し、**助成金の活用**など無料で相談に応じます。



(一社) 石川県経営者協会内 フリーダイヤル ☎ 0120 - 319 - 339

建設業における 新型コロナウイルス感染予防対策について

1 新型コロナウイルス感染症の影響下における建設業の位置づけ

建設業は、社会資本整備の担い手であると同時に、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として重要な役割を果たしており、公共工事は、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、緊急事態措置の期間中にも、事業の継続が要請されています。

2 感染防止のための基本的な考え方

事業者の皆様には、建設現場の立地や工事内容等を十分に踏まえ、建設現場やオフィス等に移動する自動車内や移動経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等の感染を防止するよう努めていただき、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じていただくことが重要です。

3 建設現場における感染予防策

① 3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避

- ・現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業等において、他の作業員と出来る限り一定の距離を保つ（2メートルを目安）ことや、作業現場の換気の励行等、対策に万全を期す
- ・閉鎖もしくは狭い空間に多人数が集まる場面では、マスク着用は元より、工事エリアごとに区画を設定し、人数制限を設けるほか、扉・窓の開放による自然換気、換気装置の設置などにより感染を予防

② 衛生管理の徹底

- ・出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無の確認（勤務中に体調が悪くなった作業員等は必要に応じ帰宅させ自宅待機）
- ・現場入場時の体温測定等、個々の現場における適切な健康管理
- ・消毒液（アルコール等）の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒
- ・現場でのマスクの着用や手洗いの励行
- ・ドアノブ、電気のスイッチ等の共有設備、重機等のハンドルや操作レバー等複数の従業員が頻繁に触れる箇所のこまめな消毒の実施（必要に応じ、車両運転時に使い捨てゴム手袋等の着用）
- ・ゴミのこまめな回収、鼻水や唾液等がついたゴミはビニール袋に密閉

③ 熱中症の予防

- ・気温及び湿度が高い日においては、現場の状況に応じて新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスクを軽減
- ・気象庁が熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表する「熱中症警戒アラート」を活用し、熱中症予防行動を効果的に実施

4 本県建設現場における具体的な感染予防対策の取り組み

「3密」の回避



現場事務所での対人間隔の確保と換気



朝礼時の対人間隔の確保

衛生管理の徹底



建設機械の定期的な消毒



現場内の手すりやドアノブの消毒



検温による作業員等の健康管理



空気清浄機等の設置

第4章

元請業者と下請業者の 適正な契約に関する留意事項

1 トラブル回避のポイント

元請業者と下請業者の請負契約は、建設業法等関係法令に従い、次の点に注意し、トラブルを回避しましょう。

建設工事の請負契約の内容

■建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。(建設業法第19条第1項)

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ⑤ 前金払または出来高払の定めをするときは、その時期及び方法
- ⑥ 当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更または損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦ 天災その他の不可抗力による工期の変更または損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑧ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額または工事内容の変更
- ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、または建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

- ⑪ 注文者が工事の全部または一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期
- ⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑬ 工事目的物の瑕疵担保責任または瑕疵担保責任に関する保証等の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑮ 契約に関する紛争の解決方法

産廃処理費や建退共証紙の費用負担も明記しましょう



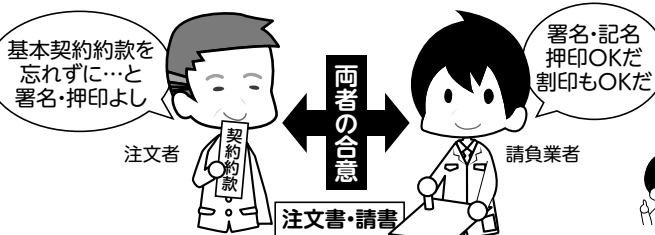
注文書、請書の場合

■当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合(通達)

- ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、前記①～⑤(法第19条第1項各号)に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付してください。
- ② 注文書及び請書には、前記①～④(法第19条第1項第1号から第4号)までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
- ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことを明記してください。
- ④ 注文書には注文者が、請書には請負業者がそれぞれ署名又は記名押印してください。

■注文書及び請書の交換のみによる場合(通達)

- ① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷してください。
- ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、前記①～⑤(法第19条第1項各号)に掲げる事項を記載してください。
- ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押してください。
- ④ 注文書及び請書の個別記載欄には、前記①～④(法第19条第1項第1号から第4号)までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことを明記してください。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負業者がそれぞれ署名又は記名押印してください。



不当に低い請負代金の禁止

- 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはいけません。(法第19条の3)



請負業者の保護と建設工事的確な施工のため、不当に低い請負代金での契約は禁止。

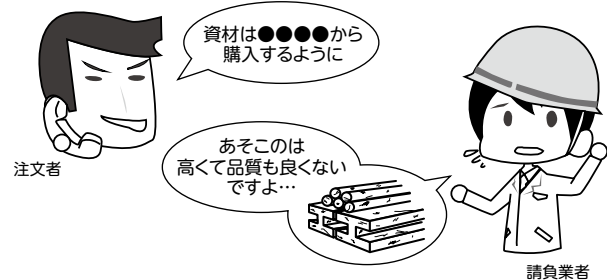


不当な使用資材等の購入強制の禁止

- 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材もしくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負業者に購入させて、その利益を害してはいけません。(法第19条の4)



注文者が資材や機械器具、またその購入先を強制的に指定することは禁止。

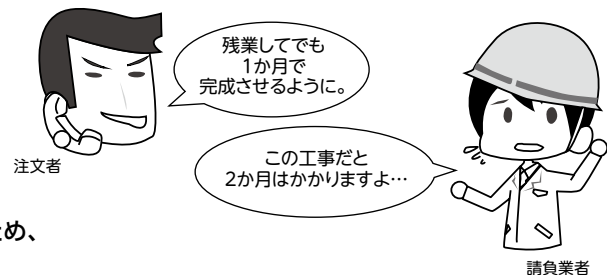


著しく短い工期の禁止

- 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比べて著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはいけません。(法第19条の5)



長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため、適正な工期設定を行う必要があります。

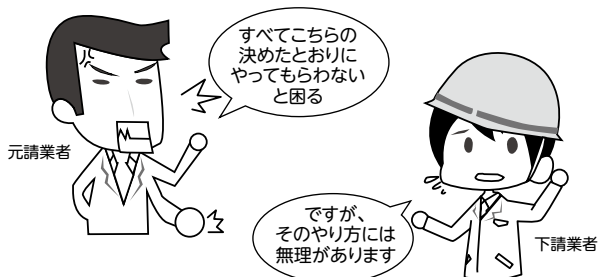


下請負業者の意見の聴取

- 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請業者において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請業者の意見を聞かなければなりません。(法第24条の2)



元請業者は、工程や作業方法等を定めるときは、あらかじめ下請業者の意見を聞くこと。

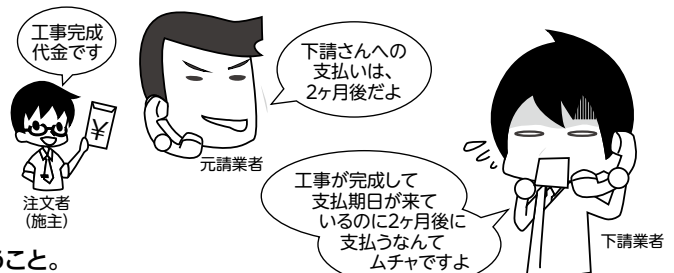


下請代金の支払

- 下請契約における元請業者は、出来高払又は完成払を受けたときは、支払の対象となった工事を施工した下請契約における下請業者に、当該支払を受けた日から1ヵ月以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければならない。また、下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とします。(法第24条の3第1項)



元請業者は、注文者からの支払後1ヶ月以内に下請業者に下請代金をできる限り現金で全額支払うこと。



検査及び引渡し

■元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければなりません。(法第24条の4第1項)

■元請業者は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければなりません。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合には、この限りではありません。(法第24条の4第2項)



元請業者は、建設工事の完成通知を受けて20日以内に検査を完了し、下請業者から申し出があれば、直ちに引渡しを受けること。ただし、特約がある場合は20日以内で。

特定建設業者の下請代金の支払

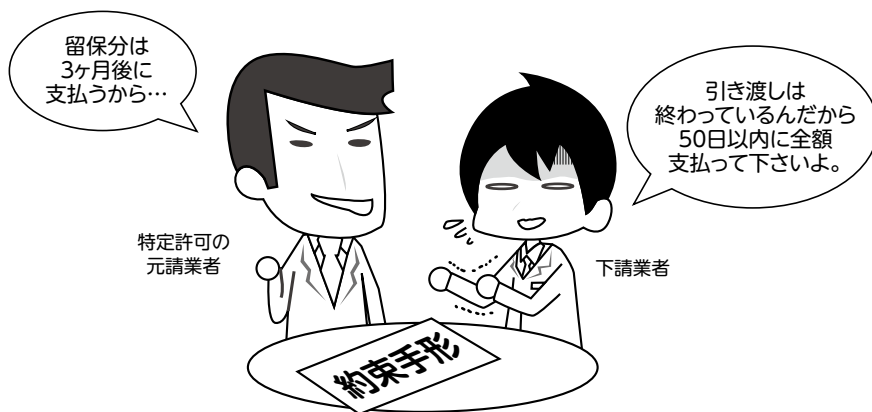
■特定建設業者である注文者は、受注者(特定建設業者及び資本金額が4,000万円以上の法人は除く。)に対し、引渡しの申出の日から50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。(法第24条の6第1項)

■特定建設業者である注文者は、受注者(特定建設業者及び資本金額4,000万円以上の法人は除く。)に対し、下請代金の支払につき、その支払期までに一般の金融機関の割引きを受けることが困難な手形を交付してはなりません。(法第24条の6第3項)

■下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短くしなければなりません。(通達)

■下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払としなければなりません。(通達)

■下請代金の支払に係る手形の手形期間は、120日以内とすることは当然として、段階的に短縮して将来的には60日以内とするよう努めるとともに、できる限り短い期間としなければなりません。(通達)



特定建設業者は、下請業者からの引渡申出日から50日以内に下請業者に下請代金をできる限り現金で全額支払うこと。

2 当事者間で解決ができなくなった場合

当事者双方での話し合いによる解決が原則ですが、それで解決できない場合は、裁判の民事調停及び民事訴訟等を検討することになります。

なお、建設業法の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、国土交通省及び各都道府県に「建設工事紛争審査会」が設置されています。

建設工事紛争審査会

審査会の目的

発注者(元請業者)が請負代金を支払ってくれないなど、建設工事の請負契約に関する紛争について、迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づき設置された公的機関です。

紛争解決の方法

審査会の委員が、当事者双方の主張を聴き、原則として当事者双方から提出された証拠を基に紛争の解決を図ります。

審査会の委員

建設工事に関する技術や法律・商慣行等の専門家として、弁護士、一級建築士などが委員となり、公正・中立な立場に立って紛争の解決にあたります。

手続の種類

「あっせん」「調停」及び「仲裁」の3種類があり、いずれの手続も原則非公開で行われます。

	あっせん	調 停	仲 裁
趣 旨	当事者の歩み寄りによる解決を目指す。		裁判所に代わって判断を下す。
担当委員	原則1名	3名	3名
審理回数	1～2回程度	3～5回程度	必要な回数
解決した場合の効力	民法上の和解としての効力 (別途公正証書を作成したり確定判決を得たりしないと強制執行ができない。)		裁判所の確定判決と同じような効力(執行決定を得て強制執行ができる。)
特 色	調停の手続を簡略にしたもので、技術的・法律的な争点が少ない場合に適する。	技術的・法律的な争点が多い場合に適する。場合によっては、調停案を示すこともある。	裁判に代わる手続で、一審制。仲裁判断の内容については裁判所でも争えない。
そ の 他	_____		仲裁合意が必要

紛争処理に要する費用

紛争処理の手続を行うには、申請手数料・通信運搬費・その他書類作成等の費用が必要です。原則として、両当事者はそれぞれ各自の出費分を負担することになっています。

問い合わせ先

石川県土木部監理課建設業振興グループ
電話:076-225-1712 FAX:076-225-1714

第5章

建設業者の取組事例紹介

若い力が入職し、定着する企業を目指して

株式会社 山崎組

会社概要

代表者	代表取締役社長 山崎 貴文	所在地	白山市尾添イ55番地
資本金	5,000万円	従業員数	26名(役員含む)
直近決算売上高	611,411千円	連絡先	TEL 076-256-7314



数年ぶりに入った新入社員の離職

平成10年頃、当社は公共工事の減少や、先行きの不透明感から新卒の採用を見送っていました。しかし、若手だった社員も40代となり、会社の存続、技術の継承、地域の担い手確保の観点から、新卒の採用に乗り出すことにしました。当社は、旧尾口村に所在し、地域的なハンデもある中、数年ぶりに新入社員を採用することができました。翌年、後輩も入ってきて、社内に活気が出てきました。それから5年が経ち、少しずつ現場を任せられるようになったころ、最初に入ってきた社員がまさかの退職。その2年後には、後輩も退職してしまいました。

社員の退職にはさまざまな要因があったと思いますが、社員が継続して働きやすい環境整備が必要と痛感しました。そこで、完全週休二日制の導入に踏み切りました。

完全週休二日制の導入

国主導で「働き方改革」が叫ばれている中、平成31年度より、当社は若い人材の確保と、他業種からの転職による人材の確保のため、また、継続して働きやすい環境づくりのため、建設業界では少数派である完全週休二日制を他に先駆け取り入れることとしました。この結果、年間休日は122日となり、年間の3分の1以上が休日となりました。前年に比べると、14日も休日が多くなりました。

このため、1日当たりの労務単価の上昇による経営への影響や、業務量は変わらないので時間外勤務の増加が懸念されましたが、社員同士で作業や労務管理の効率化に取り組むことにより、残業の増加など大きな問題もなく現在に至っています。

完全週休二日制の効果

完全週休二日制の導入により、他業種からの転職や、いったん建設業から離れた方が復職されるケースも出てきました。また、令和4年3月に大学卒業予定の就職内定者の獲得にも成功しました。

志望動機を聞くと、完全週休二日制が魅力的という意見が多く出ました。以前、建設業で働いていた方からすると、当社の休日の多さは考えられないものだそうです。完全週休二日制は、当社に興味を持ってもらうためにも、大きな成果があったといえます。

しかし、休日が増えただけでは趣味が少ない人にとっては、ただ時間を持て余すことになり、体は休めても心のリフレッシュにはつながらないという課題も発生しました。

福利厚生を充実させ、心身のリフレッシュ

心身のリフレッシュを図るため、社員に対し積極的に趣味を持ってもらうよう推進しています。

例えば、ゴルフやオートバイ、釣り、スキーなど、個人の趣味を生かして社内行事を企画することで、会社が行事に対し補助を出すことにしました。行事に参加することで、新たな趣味を見つけるきっかけや、同僚と共通の趣味を持つことで、悩みを相談できる環境を醸成したいと考えています。

また、社内に、誰でもレクリエーションに使えるスペースを設け、食事会や、交流会などにも使えるように整備しました。

新型コロナウイルス感染症の流行により、まだまだ実施は少ないですが、アフターコロナに向けそれぞれがいろんな企画を検討しています。

また、従業員の健康管理や健康意識の向上のため、人間ドック、歯の治療、禁煙外来にかかる費用の助成制度を実施しているほか、健康に関する研修会も開催しています。その結果、経済産業省が実施する「健康経営優良法人」の認定を受けました。



食事会



レクリエーションスペース



研修会



ゴルフコンペ



リレーマラソン

誰もが挑戦できる社会を目指して ~女性が輝ける環境づくり~

加賀建設 株式会社

会社概要

代表者	代表取締役 鶴山 雄一	所在地	金沢市金石西1-2-10
資本金	5,400万円	従業員数	89名
直近決算売上高	3,404,222千円	連絡先	TEL 076-267-1161

なぜ女性が活躍できる建設業を目指したのか

— 「男性しか活躍できない。女性の活躍は難しいのではないか」と思われていた建設現場

15年以上前に、「建設業に憧れて、たくさんの建設会社に連絡をしたが、取り合ってもらえない。そちらで面接を行ってもらえる事は可能か。」という女性からの問い合わせが、当社の女性活躍の始まりです。「女性は体力がない」「時間に制限がある」などの思い込みから、女性技術者はゼロ。社員が反対するなか、当時の社長の「変化への対応が迫られている現代において、企業に無いものを取り入れることや、挑戦してみることが刺激であり、やってみないとわからない」との号令によって、女性技術者が誕生しました。まわりの理解もない、女性が働く環境が整っていなかった時代に、本人の努力によって女性技術者の評価が上がり、現場では環境改善が行われ、今では後を追いかけるように活躍する女性が増えています。

当初は担い手不足の解決を目的として進めてきた女性技術者の雇用ですが、未知の感染症リスクや地球規模の課題が放っておけない今、その意義も変わってきました。「先が見えない時代」と言われるなか、企業はダイナミックに変化していくことが必要であり、その変化を生むのは人で、個性とチームワークを最大限に活かした経営です。性別や年齢を問わず、多様性を尊重し、協力し合うことで、変化に対応しつづけることができます。誰もが活躍できる建設業とするためにも、先入観をできるだけなくして「べき論」を押し付けず、挑戦できる機会の提供と環境づくりが求められています。



活躍する女性技術者

新しいチャレンジを続けながら人の可能性を高める

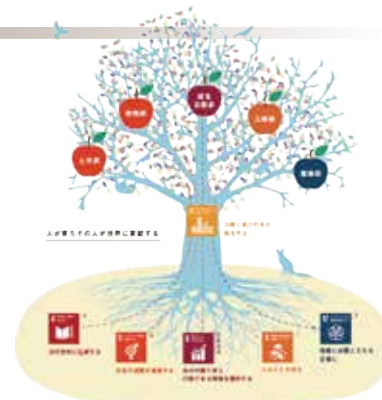
— 「何となく女性技術者がいる」ではなく、

一人の技術者として最大限のパフォーマンスを発揮

働く女性のエンパワーメントを達成するために、健全なワークライフバランスの実現を含めた、女性が能力を発揮しやすい環境づくりを進めています。その上で、キーワードとなるのが『SDGs』です。特に、SDGsゴール5の「ジェンダー平等を実現しよう」の項目において、日本はジェンダーギャップ指数が先進国最下位。教育や医療の分野では世界最高水準の日本において、この現状につながる原因は意思決定できる立場に女性が少ないという事実です。これは能力だけの問題ではなく、女性のライフスタイルに配慮されていない働く環境に原因があると判断し、女性活躍を押し上げる取り組みを行っています。

■『えるぼし認定』三ツ星の取得をはじめ国際社会へのコミットメント

中部地方における100人以下の事業所で初めて厚生労働省の『えるぼし認定』の最高ランクである三ツ星を取得しました。この認定は、女性の活躍を推進する状況などが、厚生労働省によって優良であると認定された企業が取得できる認証です。認定には5つの評価項目があり、全ての基準を満たしたことで「三ツ星」の認定を受けました。



SDGsツリー



SDGs達成にむけたアクション

下記の評価項目に従って、自社の状況を定量的に評価し、改善のための取り組みを行うことが重要です。

- ①[採用]採用のプロセスにおいて女性に対するバイアスが作用していないこと
- ②[就業継続]女性が働き続けられる職場環境であること
- ③[労働時間等の働き方]時間外労働ができるだけ発生していないこと
- ④[管理職比率]管理職において女性が一定の割合を占めているということ
- ⑤[多様なキャリアコース]各人の働き方やライフステージに合わせた就業の仕方を取り得ること



「えるぼし認定」三ツ星の取得

さらに、国連の組織で推進している、国際的な原則である「女性のエンパワーメント原則 (WEPs)」にも署名をし、世界のジェンダーの動きを社内に組み込んでいます。認定を取得したり宣言を行うことで、企業としての責任が生じます。女性の活躍を数値化して検証を重ねながら、企業価値を高めていきたいと考えています。

■ライフステージに合わせた勤務形態

最近では、女性技術者から「女性だからということで甘くして欲しくない」という声を聞くようになり、技術者に限らずどの職種でも一人の人間として公正な評価が求められるようになりました。そこで、社員に対してどのような思い、目標を持って働いて欲しいのかヒアリングを重ね、企業の課題を突き詰めて評価制度の再設計を行いました。この新評価制度の運用にあたり、企業が大切にしているフィロソフィを行動目標、数値目標に落とし込み、人事評価制度の運用や社員情報の管理、AIによる社員の目標添削や、評価データをもとにした給与のシミュレーションが行えるサービスを活用しています。

また、育児と仕事の両立が出来るように会社が様々な取り組みを行い、雇用環境を整えてきた証として『くるみん』の認定を受けました。具体的な取り組み例として「子供の行事のための特別休暇制度」を設けました。これは、実際に育児をしている社員から「子供の行事に参加したいが有給休暇が残り少なく、休暇を取りづらい」といった声があり、今回の制度を設けることになりました。この制度があることによって、社員が働きながらも子供のための時間をより取れることが出来るようになっていきます。結果として、男性の育児休暇の取得にもつながっています。

そして、育児休業から復帰した女性社員に対して、子育てに専念できるように短時間勤務やパートへの切り替えなど、そのときの状況に合わせて柔軟な働き方を提案できるようにしました。そのような事例もあり、女性社員からは、「働く時間を短くしたい、自由な時間で働きたいなど、育児をしながら働く社員が会社へ言いにくいようなことを、会社から社員に提案してくれる。自分も将来子育てする立場になった時でも安心して長くこの会社に勤めることが出来る」といった声があがっています。



個人の成長が企業・地域の成長につながる

一 これからの時代、男女関係なく自分の頭で考えて、行動できる人材育成が必要

地方の人口減少が顕著となり、特に建設業界での働き手が見つからなくなっている今は、「担い手不足」ではなく「担い手枯渇」です。もはや男女の区別をしている状況ではありません。過去を振り返ると、ようやく雇用できた社員も、誰もが仕事に対して前向きに取り組んでくれるとは限らず、当然個人差がありました。一方で、中小企業では、どの立場でも社員の業務が定まっておらず、「とりあえず何かをやっている」という事も多く、仮に制度があっても形骸化してしまうと感じた時もありました。

取り組みながら表面化していく課題に対して、一番の改善点は各立場における役割を明確にすることです。社員ひとり一人の役割とそれに伴う課題が見えないまま、他社の模範事例だけを参考にしても、課題解決などできるはずがありません。また、成長企業では必ず価値観の共有ができています。当社では「挑戦する気持ちを持つ」「自分の頭で考え行動する」という価値観を社内全体で共有しました。自分の頭で考えて行動できる人は貴重であり、多くは、「決められた仕事を与えてほしい」と考えているのではないのでしょうか。しかし、言われたことだけやって、考えることを放棄してしまったら、AIに使われる時代がもうすぐそこまで来ています。当社では、技術者には専門性をさらに高められるよう、総合職にはオールラウンダーとして対応力を向上させるよう、常に新たなチャレンジを促しています。そのチャレンジにおいて課題が発生した時、ひとり一人が自分の頭を使って、解決の糸口を見つけ出すことが大切です。この作業を積み重ねた先に企業の成長があり、それが必ず地域の成長につながっていきます。



アートデザイン研修にチャレンジ



多様性が生み出すチームワーク

持続可能な地域の魅力づくり企業を目指して

株式会社 丸中組

会社概要

代表者	中市 勝也	所在地	珠洲市上戸町南方い字51
資本金	2,500万円	従業員数	18名
直近決算売上高	483,465千円	連絡先	TEL 0768-82-1261 (代表番号)

担い手不在に? 人口減少と高齢化が進む奥能登地域

当社の所在地である珠洲市は、ピーク時の人口38,000人余りから約3分の1の13,000人弱となっています。直近20年でも、35%の人口が減少しており、年1.8%程度の減少率で推移している状況です。(珠洲市人口ビジョン 令和2年3月 より抜粋)

なかでも、建設業就労者は、50歳から70歳が50%以上を占めており、このまま何もしなければ、今後10年程度で、当地の建設業の担い手の半数がいなくなる、という事態に陥ってしまいます。

現在、地域の建設業を支えてくれている20代から40代の社員のためにも、これから後輩となる若手の確保と育成が喫緊かつ長期的な課題となっています。このため、当社では地区の建設業協会の協力を頂きながら、担い手確保のための取り組みを行っています。

担い手確保のための中長期的な2つの取り組み

一言に担い手確保の取り組みといっても、地域や行政との協力・協働が無ければ成り立ちません。また、一企業だけで行うべきものでもありません。地区の建設業協会を中心として、建設業者、建機リース会社、県奥能登土木総合事務所のご協力を頂いて、まずは建設業に親しみを持ってもらうこと、仕事のやりがいを知ってもらうこと、そして社会資本整備を担う建設業の重要性を理解してもらうことを狙いに、①子供向けの重機とのふれあいイベント「けんせつフェア重Kids」、②高校生向けのインターンシップや現場見学会などを行ってきました。

重Kidsは昨年は新型コロナウイルスの影響で実施できませんでしたが、これまで5回実施してお



インターンシップ 現場見学会

り、子供たちが嬉々として重機に触れる場面を何度も目にしてきました。

また、地元の県立高校の生徒さんに、建設の仕事に触れてもらう場として、インターンシップの受け入れを行っています。現場の仕事を体感してもらうことで、生徒さんだけでなく現場スタッフにも双方に気づきが生まれる良い機会となっています。

取り組みの成果の芽生えと課題

重Kidsを開始した当初は手探りで、見よう見真似のイベントでしたが、5回の実施を通して、子供たちの原体験の一つとなるようなイベントとして確立してきたと実感しています。実際に、5年前の小学生が今年高校3年生となり、インターンシップにも参加したうえで、「卒業したら建設業に就職して、重機のオペレーターになりたい」という具体的な話が上がっています。

「学問に王道なし」と言いますが、建設業の魅力を伝えるのにも王道はなく、一見回り道のような地道な取り組みが、建設業の担い手確保の近道なのではないかと考えています。

建設業への入職希望者を増やす契機としての重Kidsですが、野外とはいえ、昨年来の新型コロナウイルス感染症への十分な対策が確立されるまでは、実施が困難であるというのが実情です。

そして、インターンシップは、県立飯田高校から総合学科が無くなるため、高校卒業後の就職希望者が減ることが見込まれており、継続できるかどうか難しくなっています。



ふれあいイベント「けんせつフェア重Kids」

魅力ある地域づくりのために

冒頭に述べた通り、地域の人口減少と就労人口の高齢化は避けられない状況にあり、一朝一夕には解決できないものだと考えています。

官・民・地域が三位一体となって、災害に強い街づくり、安心安全で魅力ある街づくりに取り組んで、地域に人が根付くあるいは帰ってくるモデルを持続的に作り上げていかなければなりません。

魅力ある地域づくりが人を呼び、将来の地域の活力につながり、次の世代のための魅力あるふるさととして循環していきます。丸中組は、この地域の持続性の一端を建設事業者として担っていきたくと考えています。

【相談・その他】

制度名	制度の概要	問い合わせ先
建設業サポートデスク	本業の経営強化、新分野進出、雇用管理、元請・下請間のトラブルなどの課題に対し、ワンストップで応じる相談窓口です。また、専門的な助言が必要な場合は、経営コンサルタントなどの専門家を無料で派遣し、経営診断や経営計画策定などの支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県土木部 監理課 建設業振興グループ TEL：076-225-1712 FAX：076-225-1714 ・南加賀土木総合事務所 TEL：0761-21-3333 FAX：0761-21-7080 ・石川土木総合事務所 TEL：076-272-1188 FAX：076-272-1870 ・県央土木総合事務所 TEL：076-239-3901 FAX：076-239-3701 ・中能登土木総合事務所 TEL：0767-52-5100 FAX：0767-52-5104 ・奥能登土木総合事務所 TEL：0768-22-0567 FAX：0768-22-2144
石川県建設新技術認定・活用制度	石川県内の建設関連企業で創出された新技術(工法、材料、製品)を公共工事で活用し、安価で質の高い社会資本整備や、県内企業の育成と技術力向上を図ることを目的としています。認定を受けた新技術については石川県が行う公共工事で積極的に活用します。	<p>石川県土木部 監理課 技術管理室 TEL：076-225-1787 FAX：076-225-1788</p> <p>http://www.pref.ishikawa.jp/gijyutsu/singijyutu/index3.html</p>
農業参入サポートデスク	農業参入に関するワンストップ相談窓口として、制度や手続き等の説明、各種相談活動を行い、受け入れる市町・集落と企業とのマッチングを行います。	<p>農業参入サポートデスク TEL：076-225-1613 FAX：076-225-1618 (石川県農林水産部 農業政策課 農業参入・経営戦略推進室内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南加賀農林総合事務所 企画調整室 TEL：0761-23-1707 FAX：0761-23-1207 ・石川農林総合事務所 企画調整室 TEL：076-276-0528 FAX：076-276-2745 ・県央農林総合事務所 企画調整室 TEL：076-239-1750 FAX：076-239-1720 ・中能登農林総合事務所 企画調整室 TEL：0767-52-2583 FAX：0767-52-3151 ・奥能登農林総合事務所 企画調整室 TEL：0768-26-2320 FAX：0768-26-2331 <p>公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 TEL：076-225-7621 FAX：076-225-7622</p>
農業人材確保・定住促進事業	農業者の育成だけでなく多様な人材が農業に参画し、県民全体が応援するという農業が発展する仕組みづくりを推進するため、農業人材に関するワンストップ窓口を設置し、県内外からの幅広い農業人材の確保・育成に努めます。	<p>公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 TEL：076-225-7621 FAX：076-225-7622 URL：http://inz.or.jp/ E-mail：info@inz.or.jp</p>
いしかわ耕稼塾運営事業	プロ農業者から農業の応援団まで幅広い人材の養成を行う「いしかわ耕稼塾」において、目指す農業のタイプや段階に応じたコースを設置し、意欲にあふれた優秀な本県農業の担い手や理解者を育成します。	

地産地消サポート デスク	<p>生産者や流通・販売業者からの地産地消に関する各種相談をワンストップで受け付ける窓口を設置し、供給者側と需要者側とのマッチングを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県農林水産部 生産流通課 流通支援グループ TEL: 076-225-1621 FAX: 076-225-1624 ・南加賀農林総合事務所 企画調整室 TEL: 0761-23-1707 FAX: 0761-23-1207 ・石川農林総合事務所 企画調整室 TEL: 076-276-0528 FAX: 076-276-2745 ・県央農林総合事務所 企画調整室 TEL: 076-239-1750 FAX: 076-239-1720 ・中能登農林総合事務所 企画調整室 TEL: 0767-52-2583 FAX: 0767-52-3151 ・奥能登農林総合事務所 企画調整室 TEL: 0768-26-2320 FAX: 0768-26-2331
スロースターリズム サポートデスク	<p>農家民宿等の開業を希望する方に対し、古民家などの空き家の紹介から、開業さらには経営までをワンストップで支援します。</p>	<p>石川県農林水産部 里山振興室 TEL: 076-225-1629 FAX: 076-225-1618</p>
石川県林業労働力 確保支援センター	<p>林業人材の確保・育成に関するワンストップ窓口として、林業に必要な知識や技術を身につける研修を行うなど、未経験でも林業の現場で安心・安全に働けるようきめ細かな支援を行います。</p>	<p>石川県林業労働力確保支援センター (石川県森林組合連合会内) TEL: 076-237-0121 URL: http://ishikawa-ringyokikin.jp E-mail: info@ishikawa-ringyokikin.jp</p>
経営力強化 総合支援 アドバイザー派遣 制度	<p>新型コロナウイルス感染症等の影響により、資金繰りなど足下の対策から、早期の業績回復や将来の成長に向けた前向きな取り組みへのアドバイスなど、中小企業等の様々な経営課題に対して、外部専門家の派遣を通じて支援します。(企業負担なし)</p>	<p>金沢商工会議所 TEL: 076-263-1151 小松商工会議所 TEL: 0761-21-3121 七尾商工会議所 TEL: 0767-54-8888 輪島商工会議所 TEL: 0768-22-7777 加賀商工会議所 TEL: 0761-73-0001 珠洲商工会議所 TEL: 0768-82-1115 白山商工会議所 TEL: 076-276-3811 石川県商工会連合会 TEL: 076-268-7300 石川県中小企業団体中央会 TEL: 076-267-7711 (公財) 石川県産業創出支援機構 TEL: 076-267-1244 石川県商工労働部 経営支援課 経営支援グループ TEL: 076-225-1525 FAX: 076-225-1523</p>
雇用維持 アドバイザー派遣 制度	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内企業等の皆様が抱える雇用維持に関する課題解決のため、各種助成金の活用や適切な労務管理等について、雇用維持アドバイザーによる支援を行います。</p>	<p>石川県商工労働部労働企画課 企画・労働福祉グループ TEL: 076-225-1531 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/advisor.html</p>
石川県 エコ・リサイクル 製品認定制度	<p>県内のリサイクル産業の育成、リサイクル製品の利用促進を図るために、県内で発生する循環資源を再生利用し、県内で製造加工されたもののうち、一定基準を満たすものを「石川県エコ・リサイクル製品」として認定します。</p>	<p>石川県生活環境部 資源循環推進課 資源循環グループ TEL: 076-225-1849 FAX: 076-225-1473</p>
いしかわ エコデザイン賞 表彰制度	<p>低炭素(地球温暖化防止)、里山里海保全などの自然共生、資源循環(3R)など、持続可能な社会の実現に向けて生み出された石川発の優れた製品やサービスを表彰します。</p>	<p>石川県生活環境部 温暖化・里山対策室 企画推進グループ TEL: 076-225-1462 FAX: 076-225-1479</p>

介護保険制度の事業者指定(居宅サービス)に関する相談	介護サービス事業を実施するために必要な介護保険法上の各基準についての情報提供と実際に事業を始められる方には事前相談を受け付けています。	石川県健康福祉部 長寿社会課 在宅サービスグループ TEL: 076-225-1417 FAX: 076-225-1418 金沢市内で介護サービス事業を実施予定の場合は、金沢市介護保険課(TEL: 076-220-2264)までお問い合わせください。
認可外保育施設の開設に関する相談	認可外保育施設を開設する際の設置基準や、設置届出の手続きについての情報提供や相談を受け付けています。	石川県健康福祉部 少子化対策監室 保育施設グループ TEL: 076-225-1497 FAX: 076-225-1423 金沢市内で認可外保育施設を設置予定の場合は、金沢市保育幼稚園課(TEL: 076-220-2299)までお問い合わせください。
障害福祉サービス等の事業者指定に関する相談	障害者に対する介護や就労の場を提供する障害福祉サービス事業を実施する際の職員の配置基準や、指定申請の手続きについての情報提供や相談を受け付けています。	石川県健康福祉部 障害保健福祉課 企画推進グループ TEL: 076-225-1428 FAX: 076-225-1429 金沢市内で障害福祉サービス事業所を開設予定の場合は、金沢市障害福祉課(TEL: 076-220-2289)までお問い合わせください。

【融資】

制度名	制度の概要	問い合わせ先
農業近代化資金	農業へ参入しようとする一般企業が、営農活動(農地の取得を除く)に必要な資金を取扱融資機関(農協・銀行・信用金庫)から、低利で借り受ける農業制度資金です。	最寄りの農協等取扱融資機関 石川県農林水産部 農業政策課 団体指導グループ TEL: 076-225-1615 FAX: 076-225-1618
経営体育成強化資金	農業へ参入しようとする一般企業が、営農活動に必要な資金を日本政策金融公庫から、低利で借り受ける農業制度資金です。	日本政策金融公庫金沢支店 (農林水産事業) 融資課 TEL: 076-263-6472 石川県信用農業協同組合連合会等取扱融資機関 石川県農林水産部 農業政策課 団体指導グループ TEL: 076-225-1615 FAX: 076-225-1618
林業・木材産業改善資金	林業・木材産業へ参入しようとする企業等が、林業・木材産業に取り組むにあたり必要な資金を無利子で借り受ける制度資金です。	石川県農林水産部 森林管理課 森林資源利活用グループ TEL: 076-225-1643 FAX: 076-225-1645
経営革新等支援融資 (経営革新支援分・格差対策分)	知事等の承認を受けた経営革新計画に基づき経営革新をする方に対する低利の融資制度です。	石川県商工労働部 経営支援課 金融グループ TEL: 076-225-1522 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/kinyuu/youkou.html
地域商工業活性化融資(一般分)	設備投資をする方に対する低利の融資制度です。	

事業転換支援融資 (一般分・格差対策分)	新たに違う業種に進出する方(事業転換・多角化)に対する低利の融資制度です。	石川県商工労働部 経営支援課 金融グループ TEL : 076-225-1522 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/kinyuu/youkou.html
経営安定支援融資 (一般分、再生支援分、 緊急経営安定支援分)	売上高が減少している方等に対する運転資金の低利の融資制度です。	
経営安定支援融資 (資金繰り支援分)	保証協会の保証付き融資の借り換えをされる方に対する低利の融資制度です。	
新型コロナウイルス感染症経営改善 支援特別融資	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少している事業者に対する低利の融資制度です。	
石川県環境保全 資金融資制度	公害防止施設の整備やリサイクル施設の整備等、環境保全のための施設を整備する中小企業者並びにその団体に対する融資です。	石川県生活環境部 環境政策課 企画管理グループ TEL : 076-225-1463 FAX : 076-225-1466
石川県地球温暖化 対策支援融資制度	省エネ設備の導入など中小企業者が取り組む地球温暖化対策に必要な設備投資に対する融資です。	
石川県産業廃棄物 処理施設整備資金融資制度	産業廃棄物処理施設を整備する中小企業者並びにその団体に対する融資です。	石川県生活環境部 資源循環推進課 企画管理グループ TEL : 076-225-1471 FAX : 076-225-1473
石川県 バリアフリー施設 整備促進融資制度	公益的施設のバリアフリー化を推進するため、民間事業者がバリアフリー条例に基づいて施設の整備を行う場合、整備に必要な資金を融資します。	石川県健康福祉部 厚生政策課 地域福祉グループ TEL : 076-225-1478 FAX : 076-225-1409 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/bariafree-yuusi.html

【助成】

制度名	制度の概要	問い合わせ先
いしかわ農業参入 支援ファンド事業	条件不利地域など担い手が不足する地域において、一定規模以上の耕作放棄地の再生等に取り組む企業や農業法人に対し、営農が軌道に乗るといわれる5年間、経営を下支えする支援を行います。	石川県農林水産部 農業政策課 農業参入・経営戦略推進室 TEL : 076-225-1613 FAX : 076-225-1618 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 TEL : 076-225-7621 FAX : 076-225-7622 URL : http://www.inz.or.jp/ E-mail : info@inz.or.jp
担い手農業機械 導入支援事業	地域の話し合いで決定した、今後地域の中心となる経営体等が農業経営の発展・改善を目的として、農業機械や施設を融資を使って導入する場合、融資残額の自己負担金に対して、事業費の最大で3/10まで助成します。	石川県農林水産部 農業政策課 農業参入・経営戦略推進室 TEL : 076-225-1613 FAX : 076-225-1618

**いしかわ里山振興
ファンド事業**

里山里海の資源を活用した生業(なりわい)の創出や里山里海地域の振興に係る事業を支援します。

いしかわ里山づくり推進協議会
(石川県農林水産部 里山振興室)
TEL: 076-225-1631 FAX: 076-225-1618

建設業サポートブック

発行 令和3年7月
発行者 石川県土木部
編集 石川県土木部監理課
〒920-8580
金沢市鞍月1丁目1番地
TEL.076-225-1712
FAX.076-225-1714

